

# 介護保険住所地特例適用・変更・終了届 記入例

## ☆ 住所地特例 ☆

介護保険被保険者の方が、他市町村にある住所地特例施設へ入所（入居）し、住所をその施設へ異動した場合、施設が所在する市町村ではなく、前の住所地市町村が保険者となります。

※住所地特例の適用は、入所する施設所在市町村への転入日からです。  
 ※介護保険に関するお手続き先は、引き続き高梁市です。

※以下「入所」にあつては「入居」と、「退所」にあつては「退居」と適宜読み替えること。

- ① 該当する項目に○をつけてください。  
 詳しくは次ページの【住所地特例の事務手続】をご覧ください
- ② 申請者が本人、またはご家族の場合は申請者氏名、本院との関係、申請者住所、電話番号を記入してください。
- ③ 住所を異動し、施設へ入所または施設から退所される方の情報をご記入ください。
- ④ ③の方が属する世帯の情報をご記入ください。同一の場合もご記入ください。
- ⑤ 変更前の住所をご記入ください。市外の施設へ住所を変更される前に、施設へ入所されていた場合は⑥もご記入ください。  
 ※在宅からの入所の場合、⑥の記入は不要です。
- ⑦ 新たに住所を異動して入所する施設情報をご記入ください。

※住所変更前の被保険者証等をご返却ください。各届出書、施設所在地の市町村への確認ができ次第、新しい被保険者証等を発行します。

※その他ご不明な点は高梁市健康福祉部介護保険課へお問い合わせください。

電話：0866-21-0299

様式第7号(第8条関係)

介護保険住所地特例適用・変更・終了届

高梁市長 様

次のとおり**住所地特例(適用)・変更・終了**について届け出ます。①

\*上記(適用・変更・終了)より該当するものに○をつける。

在宅→施設：適用 施設→施設：変更 施設→在宅：終了

		届出年月日	平成〇〇年〇月〇日
届出人氏名	高梁 一郎	本人との関係	長男
届出人住所	〒716-8501 高梁市松原通2043		
	電話番号 0866-21-0200		

\*届出者が被保険者本人の場合、届出者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号										個人番号									
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フリガナ	タカハシ ハナコ										生年月日	昭和〇年 〇月 〇日							
氏名	高梁 花子										性別	男 ・ 女								

世帯主	氏名	高梁 一郎	世帯主との続柄	生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日
			母	性別	男 ・ 女

異 動 前 情 報	従前の所	〒716-8501 高梁市松原通2043 電話番号 0866-21-0200			
	*異動前住所が施設の場合、以下も記入のこと。				
	施設	名称	⑥		
	退所年月日				

異 動 後 情 報	現住所	〒617-0000 〇×県△△市●〇町 1234-5 電話番号 0866-21-0299			
	*異動後居住地が施設の場合、以下も記入のこと。				
	施設	名称	介護老人福祉施設 たかはし荘		
	入所年月日	平成〇〇年 〇月 〇日			

本人確認欄 (市確認欄)			
番号確認		身元確認	

# 【 住所地特例の事務手続きについて 】

※以下「入所」にあつては「入居」と、「退所」にあつては「退居」と適宜読み替えること。  
※住所を異動先住所へ変更する場合。

① 被保険者がA市（高梁市）からB市に所在する施設Xへ入所

A市 → B市 (X) 被保険者  
(A市 → A市) (保険者)

Xは入所連絡票をA市、B市へ入所連絡票を提出（入所前住所＝A市での住所）

被保険者はA市へ「住所地特例適用届」を提出

住所地特例 適用

② ①の被保険者がC市（在宅等住所地特例施設以外）へ転出

A市 → B市 (X) → C市  
(A市 → A市 → C市)

XはA市、B市へ退所連絡票を提出（入所前住所＝A市での住所）

被保険者はA市へ「資格喪失届」を提出

喪失

③ ①の被保険者がXを退所しB市へ居住

A市 → B市 (X) → B市  
(A市 → A市 → B市)

XはA市、B市へ退所連絡票を提出（入所前住所＝A市での住所）

被保険者はA市へ「資格喪失届」を提出

喪失

④ ①の被保険者がXを退所してA市へ居住

A市 → B市 (X) → A市  
(A市 → A市 → A市)

Xは退所連絡票をA市、B市へ提出（入所前住所＝A市での住所）

被保険者はA市へ「住所地特例終了届」を提出

住所地特例 終了

⑤ ①の被保険者がXを退所し、C市に所在する施設Yへ入所

XはA市、B市へ退所連絡票を提出（入所前住所＝A市での住所）

YはA市、C市へ入所連絡票を提出（入所前住所＝X所在地）

被保険者はA市へ「住所地特例変更届」を提出

A市 → B市 (X) → C市 (Y)  
(A市 → A市 → A市 )

住所地特例 変更

⑥ ①の被保険者がX退所しB市に所在するZに入所

XはA市、B市へ退所連絡票を提出（入所前住所＝A市での住所）

ZはA市、C市へ入所連絡票を提出（入所前住所＝X所在地）

被保険者はA市へ「住所地特例変更届」を提出

A市 → B市 (X) → B市 (Z)  
(A市 → A市 → A市 )

住所地特例 変更

⑦ ①の被保険者がXを退所し、A市に所在する施設Wへ入所

XはA市、B市へ退所連絡票を提出（入所前住所＝A市での住所）

WはA市へ入所連絡票を提出（入所前住所＝X所在地）

被保険者はA市へ「住所地特例終了」を提出

A市 → B市 (X) → A市 (W)  
(A市 → A市 → A市 )

住所地特例 終了

⑧ ①の被保険者がX入所中に死亡

XはA市、B市へ退所連絡票を提出（入所前住所＝A市での住所）

被保険者はA市へ「資格喪失届」を提出

A市 → B市 (X) → 死亡  
(A市 → A市 )

喪失

※B市、C市への連絡はそれぞれの市町村の規則、様式に従ってください。